

行政指導に関する指針等

行政指導の名称	注文者等工事関係者に対するがれき類の自ら利用に関する指導
根拠法令等・条項	堺市がれき類の自ら利用に関する指導指針第2条、第3条
所 管 課	環境保全部 環境対策課
行政指導の趣旨	堺市の区域の建設工事から生じる建設廃棄物を占有者（元請業者及び元請業者が再生処理し、再生材としての品質を満足するものを引き渡した注文者）自らが堺市の区域において再生利用することについて、その利用の条件を定める。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	コンクリートがら及びアスファルトがら
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	<p>○利用条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用範囲は、土木構造物等の工作物及び建築物の基礎、土木構造物の裏込材等工作物と一体的に使用する箇所に限る。 2. 注文者は契約図書に再生処理方法及び使用箇所等を明示し、元請業者は利用計画書を作成し、注文者に報告する。 3. 元請業者は、破砕等再生処理に際して、廃棄物の飛散・流出の防止、騒音、振動又は悪臭等によって周辺的生活環境の保全上支障が生じないように適切な措置を行う。 4. 元請業者は、工事前に利用計画書を作成し、注文者に報告する。また、工事完了後に利用実績書を作成し、注文者に報告する。 5. 注文者と元請業者は、利用計画書及び利用実績書を利用工事完了後最低5年間保存する。
責 任 者	環境保全部長